高松市立就学前教育・保育施設の配置等適正化方針

令和７年３月
高　　松　　市

目　次

第１章　方針の策定趣旨及び位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１　方針の策定趣旨
２　方針の位置付け

第２章　これまでの取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
１　「幼保連携型認定こども園」への移行の促進及び私立施設の創設等

第３章　本市の就学前教育・保育施設を取り巻く環境変化　・・・・・・・・・・・　３
１　就学前教育・保育施設定員と人口、待機児童数の推移
２　施設種類別の児童数の推移

第４章　市立施設の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
１　市立施設の築年数
２　市立幼稚園１クラス当たりの園児数
３　幼稚園生活の特徴と集団規模確保の必要性

第５章　市立就学前教育・保育施設の配置等の適正化　・・・・・・・・・・・・・　６
１　配置等の適正化の必要性
２　配置等の適正化の基本的考え方
３　配置等の適正化の進め方

第６章　方針運用に当たっての配慮事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
１　閉園及び統廃合への配慮
２　私立施設との連携
３　その他

第１章　方針の策定趣旨及び位置付け

1　方針の策定趣旨

将来を担う子どもたちが、個性や能力を育み、健やかに成長することができるよう、就学前教育・保育施設には、家庭や地域で安心して子育てができる環境づくりを支援するとともに、子どもの成長に不可欠な教育・保育を提供することが求められています。

このような中、近年、急速な少子化の進行や共働き世帯の増加、就労環境の多様化等により、子どもや子育てを取り巻く環境は、大きく変化しています。

本市においても、就学前児童数が減少するなど、同様の傾向が見られており、長期的には保育所・こども園・幼稚園の利用者は減少していくことが想定されるものの、多様な教育・保育ニーズにできる限り対応し、子どもが安全で安心して過ごせる環境を構築することが、喫緊の課題となっています。

このような現状を踏まえ、今後の社会情勢や様々な課題・ニーズに対応した、よりよい教育・保育の質と量を確保するため、市立施設の役割を整理するとともに、中長期的な視点から、高松市立の就学前教育・保育施設の在り方の方向性を示すため、本方針を策定するものです。

2　方針の位置付け

この方針は、本市の最上位計画である「高松市総合計画」の分野別計画である、「高松市こども計画」や「高松市教育振興基本計画」を推進するためのものであり、「高松市公共施設等総合管理計画」と整合・連携を図るものとします。

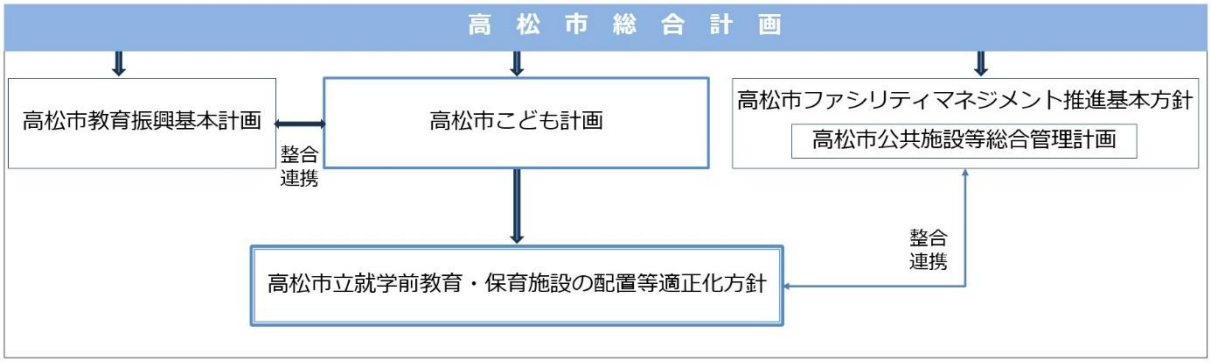

第２章　これまでの取組

１　「幼保連携型認定こども園」への移行の促進及び私立施設の創設等

本市ではこれまで、平成２８年３月に策定した「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、市立の幼稚園と保育所を統合して、「幼保連携型認定こども園」への移行を促進してきました。

その結果、計画策定時の平成２７年度に５施設であった市立のこども園は、令和６年度には１０施設となっており、保護者の就労状況が変わっても、施設を変更する必要がないなど、多様な保育ニーズに対応する「こども園」への移行が、おおむね順調に完了しました。

また、待機児童を解消するため、私立保育所の新設や、私立施設におけるこども園への移行を促進するなど、受け皿の確保に努め、施設数は、平成２７年度から令和６年度までの１０年間に２３施設増加し、４月における待機児童数は、ピーク時の平成２８年度の３２１人から、令和６年度には３人となり、大幅に減少しました。

施設種類別の利用定員等（国立幼稚園を除く）　　各年4月1日現在

施設区分	H27				R6			
	施設数	利用定員(人)	(内訳)		施設数	利用定員(人)	(内訳)	
			1号	2・3号			1号	2・3号
A 市立保育所	32	3,585		3,585	25	2,901		2,901
B 私立保育所	38	4,870		4,870	32	3,353		3,353
C 市立幼稚園	25	3,360	3,360		19	2,570	2,570	
D 私立幼稚園	24	5,410	5,410		17	2,997	2,997	
E 市立こども園	**5**	912	280	632	**10**	2,001	502	1,499
F 私立こども園	**3**	601	256	345	**28**	4,746	1,300	3,446
G 市立地域型保育	0	0			1	6		6
H 私立地域型保育	**3**	66		66	**21**	345		345
合計	**130**	**18,804**	**9,306**	**9,498**	**153**	**18,919**	**7,369**	**11,550**
H27比	—	—	—	—	**23**	**115**	**-1,937**	**2,052**

第３章　本市の就学前教育・保育施設を取り巻く環境変化

1　就学前教育・保育施設定員と人口、待機児童数の推移

０歳から５歳までの就学前児童数は、年々減少していますが、待機児童対策による、私立施設の増加やこども園への移行により、待機児童数は減少しました。

一方で、入所申込児童数は、施設定員を下回っており、少子化の進行に伴って利用児童数が更に減少することが見込まれ、今後、施設の供給過剰となるおそれがあります。

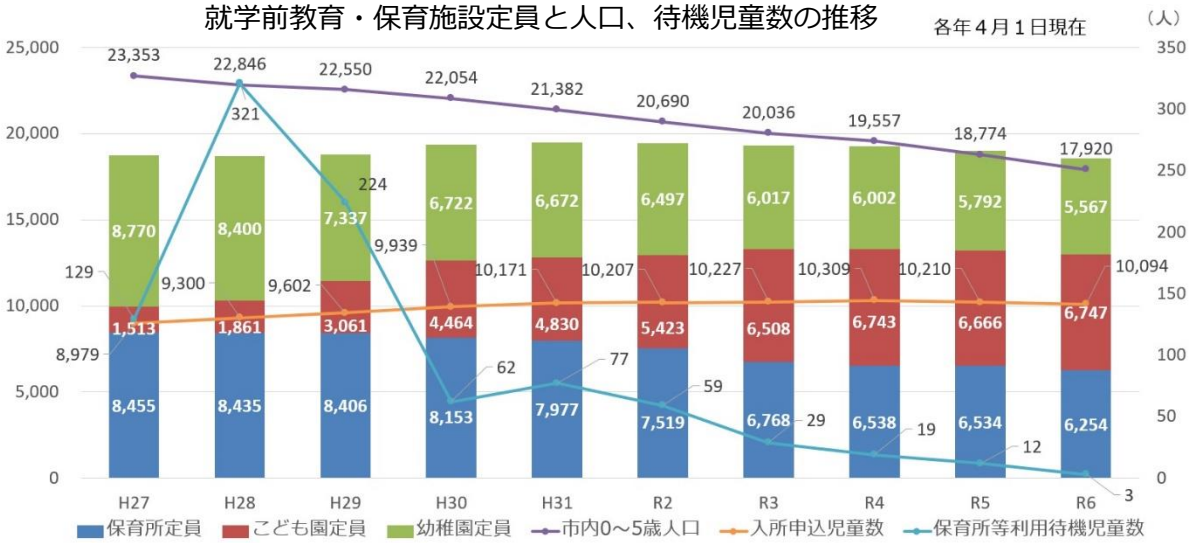

2　施設種類別の児童数の推移

施設種類別の児童数は、平成２７年度から令和６年度までの１０年間で、私立こども園は約８倍となった一方、市立幼稚園は１／４以下に減少しています。

これは、こども園への移行により、幼稚園が減少したことのほか、共働き世帯の増加で保育需要が高まったことや、幼児教育・保育の無償化（令和元年１０月１日施行）の影響と考えられます。

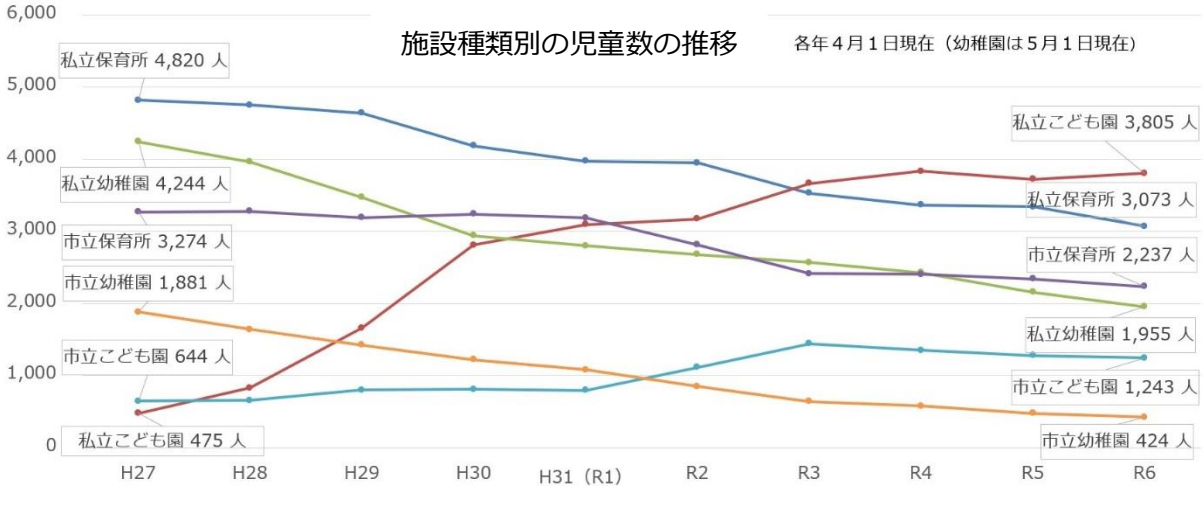

第４章　市立施設の現状と課題

1　市立施設の築年数

市立幼稚園・保育所・こども園の施設は、約８割が築３１年以上となっており、建物や設備機器の老朽化が進んでいます。

「高松市公共施設長寿命化指針」に基づき、目標使用年数（７０年）まで利用できるよう、大規模改修等が必要となっています。

市立幼稚園・保育所・こども園の築年数　（R6.4.1）

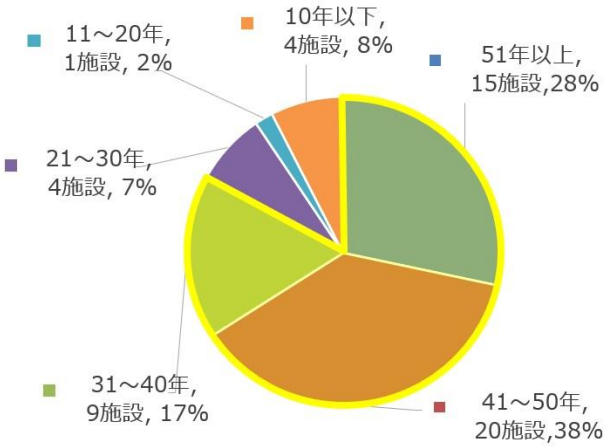

2　市立幼稚園１クラス当たりの園児数

市立幼稚園の１クラス当たりの園児数は、約７割が１０人以下となっており、深刻な小規模化が進んでいるため、早急に一定の集団規模を確保する必要があります。

市立幼稚園１クラス当たりの園児数　（R6.4.1）

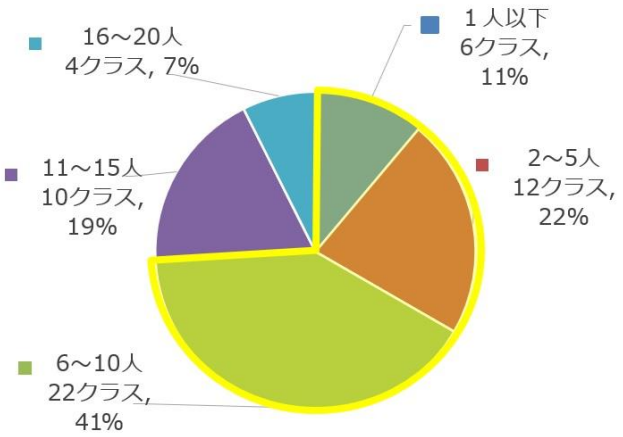

3　幼稚園生活の特徴と集団規模確保の必要性

幼稚園教育においては、人と関わる力を育むに当たり、集団による遊びの楽しさを味わうことや、同年代の友達との関わりの中で、折り合いをつけるといった体験を通じて、主体性や社会的態度を身に付けていくことが大切です。

また、「幼稚園教育要領解説」では、幼稚園生活の特徴の１つとして、「同年代の幼児との集団生活を営む場であること」が挙げられており、その内容を踏まえると、幼稚園においては、一定規模の集団の中で、協同する遊びや互いに切磋琢磨するなど、友達と関わり、様々な体験を重ねる中で育まれる協同性や規範意識、向上心の芽生えなど、生きる力の基礎を培うことの意義が大きいため、一定の集団規模を確保する必要があります。

「幼稚園教育要領解説」より

幼稚園において、幼児は多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝え合い、時には協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていくのである。

特に近年、家庭や地域において幼児が兄弟姉妹や近隣の幼児と関わる機会が減少していることを踏まえると、幼稚園において、同年齢や異年齢の幼児同士が相互に関わり合い、生活することの意義は大きい。このような集団生活を通して、幼児は、物事の受け止め方などいろいろな点で自分と他の幼児とが異なることに気づくとともに、他の幼児の存在が大切であることを知る。また、他の幼児と共に活動することの楽しさを味わいながら、快い生活を営む上での約束事やきまりがあることを知り、更にはそれらが必要なことを理解する。こうして、幼児は様々な人間関係の調整の仕方について体験的な学びを重ねていくのである。

第５章　市立就学前教育・保育施設の配置等の適正化

1　配置等の適正化の必要性

本市ではこれまで、「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、幼保連携型認定こども園に順次移行してきましたが、少子化の進行や、幼稚園における急速な児童数減少、私立施設の増加などの環境変化や課題等を踏まえ、今後は、更なる児童数の減少や、施設整備に要する時間、私立施設における児童の受入状況等にも考慮した、持続可能な就学前教育・保育施設となるよう、市立教育・保育施設の配置等の適正化を図る必要があります。

2　配置等の適正化の基本的考え方

本市では、市立教育・保育施設の配置等の適正化を図るに当たり、以下の４つを基本的考え方として進めていくこととします。

（１）　市立施設における適正な集団規模の確保

ア　市立保育所・幼稚園の閉園、統廃合及びこども園化等

児童数が少なく、適正な集団規模を確保する必要がある市立施設については、閉園、統廃合及びこども園化等を実施します。

【統廃合等の対象施設について】

閉園、統廃合及びこども園化等については、急速な児童数の減少に速やかに対応するため、事前に実施計画として対象施設を特定せず、児童数のほか、各地域の特性や状況に応じて柔軟に対応します。

イ　市立幼稚園の再編検討基準の設定

市立幼稚園における急激な園児数の減少に対応するため、市立幼稚園の再編検討基準を設定します。

【市立幼稚園の再編検討基準】

少なくとも１学年５人を必要な人数として、４月１日現在で、当年度における３歳児及び４歳児の合計人数が１０人未満の場合は再編を検討します。

【手法】

周辺の公私立施設の配置や受入状況、地域の実情等を勘案し、閉園、統廃合、こども園化、継続等について、その都度、方向性を決定し、保護者や地域に、丁寧な説明、協議を行います。

なお、閉園、統廃合の場合にあっては、在園児の卒園まで、運営は継続します。

（２） 市立施設の担うべき役割の確保

ア　行政機関としての公共性・公平性と教育・保育の質の向上

「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」に基づき、どの施設においても等しく質の高い教育・保育が提供できるように取り組むとともに、私立施設も含めて、本市全体の教育・保育の質の向上に向けて取り組みます。

また、子どもの育ちや学びの連続性を考慮しつつ、幼児期から小学校生活への円滑な接続が図られるよう、架け橋期（5 歳児から小学校１年生までの 2 年間）のカリキュラムの編成・実施・改善を主導するなど、地域の就学前施設と小学校を繋ぐハブとしての役割を果たし、小学校とスムーズに連携できる環境を整えます。

イ　保育の実践を通じた人材育成

市立施設がこれまでに蓄積してきた知識、経験、ノウハウ等を継承するとともに、一層のブラッシュアップを図り、現場での実践や研修などを通して、私立施設とも情報共有を行い、保育士等の人材育成に努めます。

ウ　地域の子育て支援拠点としての役割

就学前教育・保育施設には、子育て支援の役割があるため、各地域で園庭開放や子育て相談などを行っており、子どもや保護者が孤立することのないよう、引き続き、保育や子どもに関する身近な相談の場を提供するとともに、子育て支援に関わる様々な団体や学校、民生委員・児童委員などの関係機関等と連携し、地域の支援拠点としての役割を果たします。

エ　特別な支援を必要とする子どもの受入体制の確保及び私立施設での受入支援

特別な支援を必要とする子どもの受入れに当たっては、他の子どもと共に成長していく部分も多くみられることから、就学前教育・保育施設での集団生活による学びが得られるよう、適切な受入体制を確保します。あわせて、その支援の在り方等を私立施設に情報提供し、共有するなど、私立施設においても積極的な受入れが行われるよう、支援に努めます。

オ　教育・保育の機会を保障する役割

私立施設が設置されていないなど、教育・保育施設の提供体制が十分ではない地域においては、市立施設がその役割を担います。

また、大規模災害の発生等の不測の事態が発生した際には、可能な限り、教育・保育の受け皿として機能させることができるよう、調整を行います。

（３） 既存の市立施設の長寿命化等

ア　施設の長寿命化

子どもたちのより良い教育・保育環境を整え、施設の長寿命化を図るため、計画的に大規模改修等を実施します。

また、社会環境の変化に伴う省エネ化、バリアフリー化等に努めます。

（４） 民間活力の最大限の活用

ア　民間活力の最大限の活用

私立施設においては、「保育所保育指針」等に基づいて、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的に、各施設の特色を生かした教育・保育を提供しており、本市の就学前教育・保育の担い手として大きな役割を担っています。このため、今後は、民間活力を最大限に活用し、市立・私立それぞれの特徴を生かし、相互に補完し高め合いながら、多様なニーズに対応した教育・保育の提供を行っていきます。

また、市立施設の配置等の適正化に当たっては、私立施設の持続可能な運営に支障が生じないよう、配慮します。

イ　私立施設に対する支援

引き続き、所長・園長に対しての施設運営や職員対応等に関する合同研修を行うほか、小学校区ごとに小学校と就学前施設が連携して、架け橋期の教育・保育の充実に向けた研修や、子どもの学びをつなぐ、円滑で持続可能な保こ幼小の接続を図る「幼保小の架け橋プログラム」を、私立施設も含めて実施します。

また、国の補助制度等を活用しながら、引き続き、私立施設の運営支援に取り組むほか、老朽化が進行する私立施設の適切な維持管理のため、保育環境の改善に向けた具体的な方策を検討します。

３　配置等の適正化の進め方

今後、児童数の減少が急速に進み、運営の継続が困難となる就学前教育・保育施設が生じることも想定される中、集団規模を確保しながら、公私立施設の需給バランスを図り、本市における持続可能な就学前教育・保育施設の提供体制を確保します。

（１） 市立施設の統廃合等

地域内の保育需要や私立施設の受入れ状況、地理的事情を勘案し、統廃合等を検討します。

施設の供給過剰となっている地域においては、保育需要を勘案しながら、市立施設の施設定員の縮小や統廃合等を行います。

（２） こども園化の検討

保育所において幼稚園の児童を受入れ可能な場合など、既存の保育所を活用したこども園化を基本に検討します。

（３） 市立施設の配置等適正化の将来像

私立施設の運営への配慮と最大限の活用を図りながら、将来的には、市立施設は、その役割などに応じて、教育・保育提供区域ごとに１施設以上は残し、配置等の適正化を図ります。

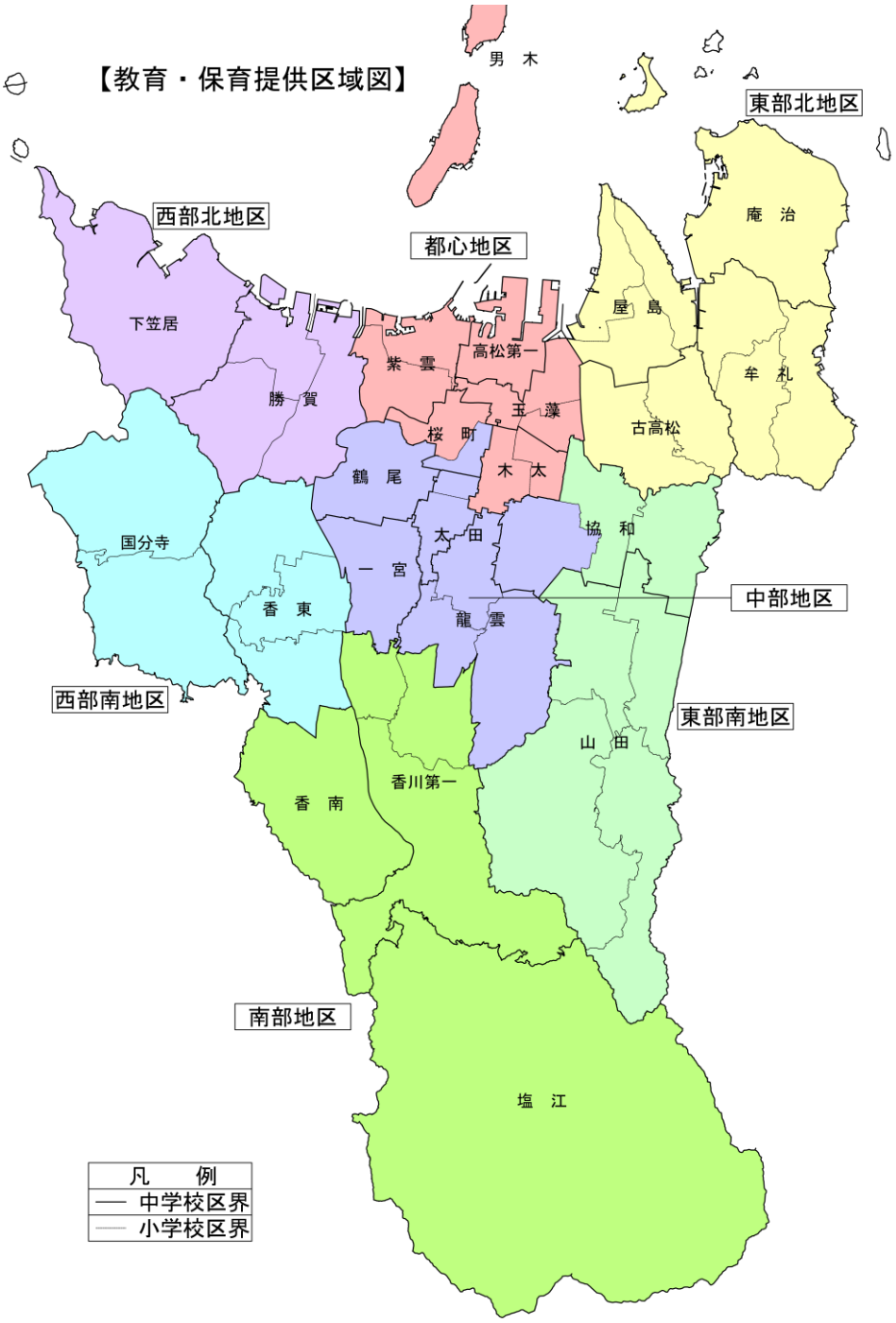

第６章　方針運用に当たっての配慮事項

1　閉園及び統廃合への配慮

閉園する際には、在園児の卒園までは施設運営は継続することとし、地域の意向を確認しながら時期などを決定します。

統廃合する際には、運営のすり合わせなどを行う十分な期間を確保します。

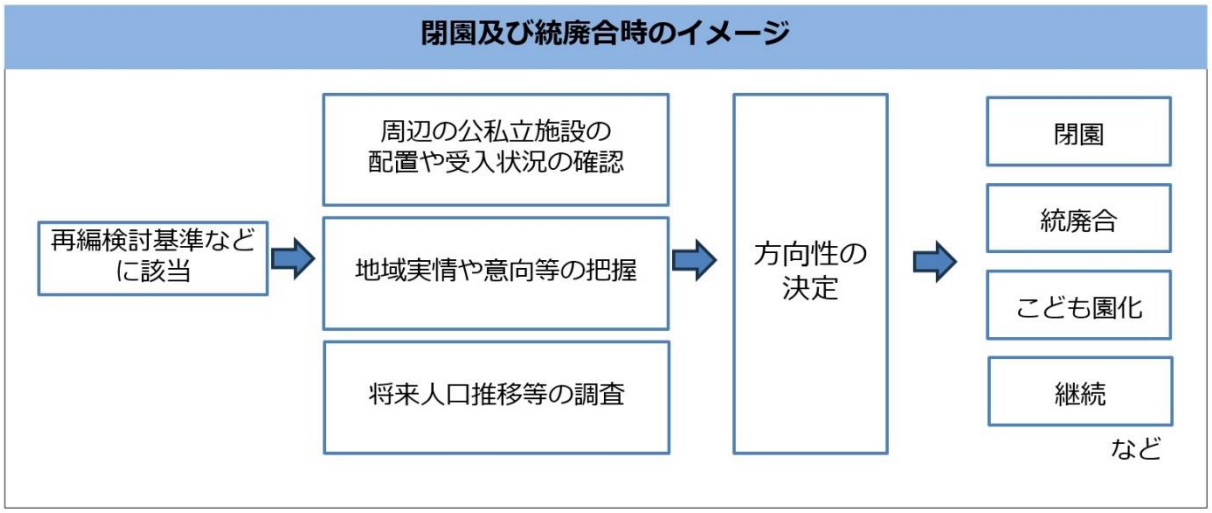

2　私立施設との連携

就学前教育・保育の様々な課題やニーズに対応していくことができるよう、引き続き、教育・保育に関する情報交換や合同研修を行うなど、市立と私立の連携・協力を促進し、本市全体の就学前教育・保育の質の向上を図ります。

なお、定員変更や施設整備を行う際には、私立施設に及ぼす影響を考慮します。

3　その他

- 児童数の減少が更に進んでも、持続可能な就学前教育・保育の提供体制を確保します。
- 本方針は、社会情勢や教育・保育ニーズなど、環境の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。
- 「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画（平成２８年策定、平成３１年整備方針見直し）」は、令和６年度をもって計画期間が終了するため、既に事業に着手している施設を除き、今後は本方針に基づき、対応を検討するものとします。